

【研究課題名】

死後画像診断を併用した法医剖検例における頸椎損傷の検討

【研究等責任者】

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 法医学 池松和哉

【研究の実施場所】

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 法医学
長崎大学死因究明医育成センター

【目的・内容】

法医実務において、死因究明すること、特に外因死であるか否かを明らかにすることは大変重要です。中でも頸椎損傷は、致死的であるにも関わらず、外表所見のみでは診断が困難で、外因死の見逃しにもつながりうる外傷です。長崎大学法医学教室では、2011年に遺体専用のCT装置を導入して以来、検案・法医剖検例の死後画像診断を行っています。

しかし実際に死後画像診断を運用する中で、死後画像から頸椎損傷と診断がなされた例がある一方、画像診断専門医による読影でも頸椎損傷が指摘されず、剖検で初めて頸椎損傷を見出す例も複数経験しました。

一般的に死後画像診断は、外表のみではわからない遺体内部の情報が得られることから、解剖の要否の判断や死因究明の精度の向上に資すると考えられていますが、頸椎損傷の診断に関していえば、死後画像診断のみでは十分とはいえない可能性もあります。つまり、現時点では、外表検査と死後画像診断を併用しても頸椎損傷の診断ができないということになり、より診断の精度を増すなんらかの方法が必要となります。

本研究の目的は、当講座の剖検症例を対象に、死後画像診断を併用した頸椎損傷診断の実態と問題点を明らかにし、死体検案での高い精度を有する頸椎損傷の診断法を確立することです。

【対象】

長崎大学法医学教室で法医解剖に附された方

【研究期間】

調査実施機関：平成16年1月1日～平成22年12月31日、及び、平成26年1月1日～令和2年12月31日

研究実施期間：長崎大学大学院医歯薬学総合研究科倫理委員会承認日 ～ 令和6年12月

【倫理的問題点等】

本研究はヘルシンキ宣言及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に従い実施されますが、対象はご遺体であり、本人に対する苦痛はありません。

解剖所見及び CT 所見のデータは、限られた人員のみがアクセス可能である外部から遮断されたデータサーバーに保管されています。データサーバーより必要情報のみを抽出して研究に使用します。データ抽出後は個人の特定はほぼ不可能となります。抽出・解析データは研究終了後、責任者が電子媒体上のデータについて電子的破棄をおこないます。従って、データ管理に関する倫理的問題はほとんど生じないものと考えています。

【試料等提供者またはその家族等の人権の擁護】

本研究はヘルシンキ宣言及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に従い実施されます。剖検データは既に、上記の通り厳重に管理しており、データについては外部から遮断されています。本研究では、データサーバーより必要情報のみを抽出して研究に使用しますが、データ抽出後は、情報がどの個人から得られたものなのかは不明となり、個人を特定できず、個人情報保護は保護されます。

【予測される研究対象者等に対する危険又は不利益】

本研究への参加によって生じるリスクとして、万が一情報が漏洩した際には本人ならびに家族には不利益を被る可能性は皆無ではありません。しかし、データは既に匿名化して保存しており、情報漏洩の恐れは限りなく低いと考えます。

本研究へ参加することで、死亡している対象者個人に対する利益はありませんが、研究成果により、将来の死因究明の進歩に貢献できる可能性があります。

【個人識別情報を含む情報の保護の方法】

情報管理者を決めた上で、外部から遮断されたパソコンに保管し、個人が特定される可能性は限りなく低いと思われれます。

【研究参加拒否について】

本研究への参加を望まれない場合は、下記の「研究に関する連絡先」までご連絡をお願いいたします。本研究へ参加されなかったとしても不利益が生じることはありません。

本研究は、倫理委員会による研究承認後 3 ヶ月してから、データ解析を行います。データ解析をはじめると、どのデータが、誰のデータかを特定することはできません。このために、ご遺族の方が解剖でのデータを使用して欲しくないと思われた場合、早めにご連絡をお願いします。なお、この時期を過ぎますと、解析の中からデータを取り除くことは不可能です。

【研究に関する連絡先】

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 法医学 池松和哉

TEL: 095-819-7076

Mail: forensic.nagasaki@gmail.com